CORPORATE GOVERNANCE

Irom Group Co., Ltd.

最終更新日:2015年12月25日 株式会社アイロムグループ

代表取締役社長 森 豊隆

http://www.iromgroup.co.jp

問合せ先:取締役 経営企画本部 本部長 谷田洋平

証券コード:2372

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Iコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、あらゆる機会、方法を利用した情報発信等により、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの立場を尊重した経営を推進しております。それにより、当社グループの信頼性向上に繋がり、株主価値を高められると考え、十分な企業統治の体制の構築に注力しております。また、当社は、社会的信頼性及び株主価値の向上を企図したコーポレート・ガバナンス体制の更なる強化、充実に取り組んでおります。具体的には、適時適切な情報開示による経営の透明性の確保及び社外役員の積極的な導入によるガバナンス体制の強化を図っております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

(補充原則1-2-4)

現状の株主構成を勘案し、議決権電子行使プラットフォームの利用および招集通知の英訳については現状行っておりません。しかし、今後海外投資家への積極的なアプローチを視野に、自社ウェブサイトについては、主要部分並びに主要な適時開示文書の英訳を行っております。議決権電子行使プラットフォームの利用、招集通知の英訳については、機関投資家や海外投資家の議決権比率や議決権行使状況、対応に係る費用等を勘案し、今後検討してまいります。

(補充原則1-2-5)

当社は、基準日時点において株主名簿に登録されている議決権を有する株主を、議決権の行使が可能な株主に限定しております。

(原則4-8. 独立社外取締役の有効な活用)

当社は、社外取締役から1名、社外監査役から1名の独立役員を選任しております。独立社外取締役を2名以上選任することは来期検討いたします。3分の1以上の独立社外取締役を選任することについては将来的に検討いたします。

(補充原則4-8-1)

「原則4-8」を受け、来期以降検討いたします。

(補充原則4-11-1)

取締役会の実効性に関する分析・評価を行うことにより監視・監督機能の向上を図るため、取締役会の構成員は、当社の経営理念に基づき、当社のみならず医療業界全体の更なる発展に貢献することを期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に対する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行っております。取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方は既に定めており、取締役の選任に関する方針・手続等と併せて有価証券報告書で開示する予定でおります。

(補充原則4-11-3)

監査役は、株主総会で取締役の業務執行行為について意見を述べています。社外取締役は、取締役の業務執行行為について監督し、必要がある場合は、株主総会で意見を述べることができる仕組みになっています。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

(原則1-4. いわゆる政策保有株式)

投資目的以外の目的で保有する株式の保有は、業務提携、取引の維持・強化及び株式の安定等の保有目的の合理性を満たすことを基本的な方針としています。

政策保有株式については、その発行会社との提携・取引維持の観点から、それが当社の成長に必要かどうか等について、取締役間で事前に協議を尽くし、その後取締役会に諮ることとしています。

同株式に係る議決権行使は、その議案が当社の保有方針に適合するかどうかに加え、発行会社の効率かつ健全な経営に役立ち、企業価値の向上を期待できるかどうかなどを総合的に勘案して行っています。なお、個々の株式に応じた定性的かつ総合的な判断が必要なため、現時点では統一の基準を設けていません。

(原則1-7. 関連当事者間の取引)

会社法等の準拠に加え、取締役会規程において、競業取引または会社との取引あるいは会社と第三者との間で会社と取締役との利益が相反する取引を行おうとする取締役は、その取引につき重要な事実を取締役会にて開示しその承認を得なければならない。と定めており、これに則った取締役間の情報共有・事前協議などを通じて関連当事者取引を監視しています。

また、当社グループの全ての役員に対して、期末毎に関連当事者間取引の有無について確認をするアンケート調査を実施しており、関連当事者間の取引について管理する体制を構築しております。

(原則3-1.情報開示の充実)

当社は、情報開示は重要な経営課題の一つであり、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために、適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しています。

会社の意思決定の透明性・公正性を確保し、実効的なコーポレートガバナンスを実現するとの観点から、当社ホームページ・株主通信・会社案内・決算説明資料・有価証券報告書等により、経営理念・コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針・社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由等について開示しています。

また、より当社への理解を深めていただくための追加情報についても当社ウェブサイトを通じ積極的に情報開示を行っております。なお、経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際は、事前に取締役会においてその内容を明確に説明しています。

1.経営理念・経営戦略等について当社ホームページ・株主通信・会社案内・決算説明資料等により情報発信を行っております。

2.コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方や基本方針については株主総会招集通知・有価証券報告書・コーポレートガバナンス報告書 等を通じて明らかにしています。

3.当社の企業理念である統合医療発展に向けた活動実績、企業価値の最大化ならびに業績向上への貢献度等を総合的に判断し、取締役の報酬を決定するという方針を掲げています。この方針に基づき、業績・個々の実績・自己評価・役割期待等を人事担当取締役が客観的に評価して代表取締役に確認を求めるとともに、監査役がこのプロセスを監視しています。

4.取締役候補の選定においては、当社の企業理念・経営理念に基づき、医療業界全体の発展に貢献することが期待できる人物であること、管掌部門の問題を適確に把握し他の役職員と協力して問題を解決する能力があること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有すること等を総合的に判断し、選定及び指名を行っております。

監査役候補の選定においては、当社の企業理念・経営理念に基づき、取締役の職務を執行・監査し、法令または定款違反を未然に防止するとともに、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、中立的・客観的な視点から監査を行い、経営の健全性確保に貢献できること等を総合的に判断し、選定及び指名を行っております。

いずれの候補者についても、その選任意義・想定される役割・候補者の経歴と過去業績等を取締役会において明確にして、検討・決定しております。なお、社外役員の選任理由については株主総会招集通知及び有価証券報告書に記載しております。

5.社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任理由については株主総会招集通知にて開示しています。

(補充原則4-1-1)

取締役会規程に、取締役会の決議事項は、別に定める付議基準によるものとすると規定されており、付議基準において、取締役会における判断・決定事項を明確に定めております。経営陣に対する具体的な委任の範囲については、有価証券報告書や東証の適時開示において、担当部署や管掌業務を開示しております。

(原則4-9. 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質)

取締役会は、金融商品取引所が定める独立性基準を踏まえ、独立社外取締役となる者の独立性をその実質面において担保することに主眼を置いた独立性判断基準を策定し、開示しております。また、取締役会は、取締役会における率直・活発で建設的な検討への貢献が期待できる人物を独立社外取締役の候補者として選定しています。

(補充原則4-11-2)

当社は、社外役員を除く取締役及び監査役が他の上場会社の役員を兼任する場合には、取締役会の承認を要する旨を取締役会規程にて定めております。取締役・監査役が当社の役割・責務を積極的に果たすため、他の上場会社を含めた役員兼務状況を毎年把握し、事業報告「会社役員に関する事項」にて毎年開示しています。当社グループにおいては、事業会社の役員との兼務については必要最低限に留めるよう努めております。

(補充原則4-14-2)

当社は各役員に対して、コンプライアンスをはじめとする経営全般に関する意識や知識を、各自所属する団体等のセミナーや勉強会において、各人の判断で必要な知識の習得や更新等の研鑽を行わせるという方針に基づき、取組みを実施しております。

(原則5-1. 株主との建設的な対話に関する方針)

年2回、機関投資家向けに決算説明会を開催しています。株主との実際の対話につきましては、経営企画本部が行っております。また、株主・投資家からの要望によっては、可能な範囲で代表取締役、IR担当取締役が面談に対応しております。

株主との建設的な対話を促進するために、倫理行動規範において明示し、資本市場の一員として適時適正な情報開示を行っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
森 豊隆	4,754,250	44.80
森 利恵	825,000	7.77
日本証券金融株式会社	213,300	2.01
長谷川 護	194,251	1.83
大和証券株式会社	91,090	0.86
株式会社SBI証券	83,300	0.78
森 龍介	75,000	0.71
神林 忠弘	71,000	0.67
吉田 靖史	64,200	0.60
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	59,000	0.56

支配株主(親会社を除く)の有無	森豊隆
親会社の有無	なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における(連結)従業員 数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の創業者である森 豊隆は、当社の議決権の過半数を所有する支配株主であります。当社と支配株主との取引につきましては、一般の取引条件と同様の適切な条件による取引を基本方針とし、その取引金額の多寡に関わらず、取引内容及び条件の妥当性についてを当社取締役会において審議の上、取締役会決議をもって決定しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

■経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20 名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 夏新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数更新	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性				5	会社と	≥の関	係()	()			
八 在	周往	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k
角台利和	他の会社の出身者								0			
永井美之	他の会社の出身者								0			
伊藤尚子	他の会社の出身者								0			

- ※ 会社との関係についての選択項目
- imes 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「 Δ 」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
角台利和	0		長年の企業経営を通じて培われた経営の専門家としての見識を有していることから、当社取締役会への貴重なアドバイスをいただくとともに、適切な監督機能を果たしていただくことを期待して社外取締役に選任しております。また、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身等ではないことから、独立性が高く、中立、公正な立場を保持しているものと判断しております。よって、一般株主への利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員として選任しております。
			センダイウイルスベクターの生みの親でその開

永井美之	 発に関わる深い知識・経験をお持ちであることと、長年の感染症研究により培われた疾患・治療に関わる高度な専門性等をお持ちであることから、再生医療・遺伝子治療において当社グループの基盤技術であるセンダイウイルスベクターを用いた医療技術を実用化するための助言を期待して社外取締役に選任しております。
伊藤尚子	 国の政策や戦略策定に関わる深い専門性と見識をお持ちであり、当社グループが国の成長戦略領域である先端医療分野で、医薬品開発に向けた国家事業のもと開発されたセンダイウイルスベクターを中核とした医療事業を進めるにあたっての助言を期待して社外取締役に選任しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況更新

会計監査人は、定期的な監査のほか、会計及び内部統制上の課題については、随時確認を行っております。

また、内部監査、監査役監査及び会計監査の相互連携につきましては、監査役を中心に、必要に応じて情報交換を行いその結果を指摘対象部門等に通知して、経理本部が改善活動の指導助言及び達成状況の管理を実施することにより、会計処理及び統制体制の整備運用状況の適正化に努めております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定され ている人数	1名

会社との関係(1)

	属性 会社との関							具係 (係(※)						
八 石	周注	а	b	С	d	е	f	g	h	i	j	k	1	m	
佐々木秀次	公認会計士								0						
尾田友志	他の会社の出身者								0						
森住恵二	公認会計士								0						

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「O」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立 役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
佐々木秀次	0		公認会計士としての長年の経験を通じて培われた会計の専門家としての見識に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明して頂けるとの判断から、社外監査役に選任しております。また、同氏は常勤監査役として取締役の職務執行を監査しております。以上のことから、当社の状況等を詳細に把握できる立場にあること、一方で、親会社や兄弟会社、大株主企業の出身等ではないことから、独立性が高く、中立、公正な立場を保持しているものと判断しております。よって、一般株主の利益への配慮がなされるよう、必要な意見を述べるなど、一般株主の利益保護を踏まえた行動をとることができると判断し、独立役員として選任しております。
尾田友志			経営コンサルタントとしての長年の経験を通じて培われた経営の専門家としての見識に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明して頂けるとの判断から、社外監査役に選任しております。
森住恵二			公認会計士としての長年の経験を通じて培われた会計の専門家としての見識に基づき、独立かつ中立の立場から客観的に監査意見を表明して頂けるとの判断から、社外監査役に選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の人数 2名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する 施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明更新

ストックオプションの総数は、第4回・第5回・第7回を合計して13,170個になります。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他

該当項目に関する補足説明更新

個々の付与者ごとの付与内容・行使状況

第4回新株予約権

合計47名に17,620個(新株予約権の目的となる株式の数は17,620株)を付与しましたが、平成27年5月31日現在において、合計9名に2,600個(新 株予約権の目的となる株式の数は26,000株)となっております。

第5回新株予約権

合計73名に6,900個(新株予約権の目的となる株式の数は6,900株)を付与しましたが、平成27年5月31日現在において、合計58名に6,570個(新 株予約権の目的となる株式の数は65,700株)となっております。

第7回新株予約権

合計3名に4,000個(新株予約権の目的となる株式の数は400,000株)を付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

開示手段 有価証券報告書、事業報告 開示状況 社内取締役及び社外取締役の別に各々の総額を開示

平成27年3月期取締役の報酬等の額 社内取締役に支払った報酬 5名 33百万円 社外取締役に支払った報酬 1名 2百万円

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

取締役会は、経営企画本部が事務局となり、社外取締役を含む全取締役に対し、決議事項及び報告事項に関する資料の取り纏め並びに事前配布を実施するように努め、また社外取締役に対して、適宜、議題の内容等を説明することで、効率的に審議ができるようにしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社の取締役会は、社外取締役3名を含む8名で構成されており、当社の業務執行を決定し、取締役の職務の執行を監督する権限を有しております。原則として月1回開催される定時取締役会において、重要事項の進捗について分析・検討等を行う他、重要案件が生じた場合には臨時取締役会を開催し、同案件の法令・定款に対する適正性及び開示の必要性の有無を迅速に判断する等、透明性の高い経営に向けた体制を整備しております。

また、監査役は、取締役会に出席し、業務執行において重要な情報を共有することで、意見を述べることができる体制となっております。 監査役会は、社外監査役3名で構成されております。会社法関連法令に基づく監査役会設置会社制を採用しております。監査方針、監査計画な どを決定し、監査役会での協議を実施しております。また、監査役が取締役会に出席し、各社外監査役の見地から議案、審議等について論点及 び疑問点を明らかにするために適宜質問し、意見を述べ、助言することを通じて、取締役の職務執行状況の監査を徹底させております。 その他、内部監査室を設置し、監査役と連携しながら定期的な内部監査を実施することにより、自発的な内部統制チェック機能を強化しておりま す。

開催状況(平成26年4月1日~平成27年3月31日)

取締役会 16回

監査役会 15回

平成27年3月期の会計監査はあらた監査法人に依頼しており、定期的な監査のほか、会計及び内部統制上の課題については、随時確認を行っております。

平成27年3月期の業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名 監査法人名 あらた監査法人 業務を執行した公認会計士の氏名 指定社員 業務執行社員 大塚啓一 監査法人名 あらた監査法人 業務を執行した公認会計士の氏名 指定社員 業務執行社員 戸田栄

監査報酬の内容

当事業年度に係る報酬等の額 29百万円

当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 29百万円

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

※現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由を記載してください。

当社は、経営の透明性の確保及び監視機能の強化を図るため、上記に記載したコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

当社は、あらゆる機会、方法を利用した情報発信等により、株主の皆様をはじめとするステークホルダーの立場を尊重した経営を推進しております。それにより、当社グループの信頼性向上に繋がり、株主価値を高められると考え、十分な企業統治の体制の構築に注力しております。また、当社は、コーポレート・ガバナンス体制の更なる強化、充実に取り組んでおり、具体的には、適時適切な情報開示による経営の透明性の確保及なが、

社外役員の積極的な導入によるガバナンス体制の強化を図っております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社では、株主の皆さまが十分な議案の検討時間を確保できるように、招集通知の早期発送に努めており、かつ、TDnet や自社のウェブサイトにおいても遅滞なく公表しております。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会は株主との対話の場であるという観点から、より多くの株主が株主総会に出席できる日程への配慮を行うべきと考えております。今後も決算日程、総会準備、会場の確保等を勘 案して、可能な限り集中日を避けた株主総会開催日の設定を行います。
その他	株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 株主の皆様が在住する地域状況に鑑み、東京都内の利便性の高い場所で株主総会を開催し ております。また、株主の皆様からの質問に対しては、丁寧でわかりやすい回答を心がけてお ります。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身 による説明 の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説 明会を開催	年2回、中間・期末の決算発表時に開催し、代表取締役社長及び役員が説明 を行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、定時株主総会招集通知、有価証券報告書、株主向け報告書、ニュースリリース文章、決算説明会資料	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署 経営企画本部 IR担当役員 取締役 経営企画本部長 IR事務連絡責任者 経営企画本部長	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明	
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は法制度の改正や社会的な要請を踏まえ、主力のSMO事業の業務のあり方の継続的な見直しや、先端医療事業分野の強化を図ることで、事業の継続発展を維持するとともに、労働環境の整備・社会問題への取り組みを行っております。 世界の人々の健康を守るための医療の高度化に向けて、当社の医療分野における高度な役務・技術を提供することを通じて社会的サステナビリティーに今後さらに貢献してまいりたいと考えております。	
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	定められたルールに則った適時適切な情報開示を行うことや取締役会による監督、監査役による監視を強化し、法令順守を推進することにより経営の透明性を確保することでステークホルダーからの信頼性向上に努めております。	

W内部統制システム等に関する事項

- 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新
 - ※内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

当社が、業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した要項の概要は、下記の通りであります。

- 1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保する体制
- イ. 当社は、株主の皆様や取引先、地域社会、職員等の各ステークホルダーに対する企業価値向上を経営上の基本方針とし、その実現のため、平成18年12月には倫理綱領・倫理行動規範・コンプライアンスガイドラインを制定・施行いたしました。さらに平成23年3月に倫理綱領及び倫理行動規範を改定いたしました。
- ロ. 当社は、役員が法令・定款等を遵守することの徹底を図るとともに、コーポレートガバナンス体制の更なる強化に努めております。具体的には、社外取締役及び社外監査役を招聘するとともに、「コンプライアンス委員会」及び「通報制度」等を設けております。
- また、株主・投資家の皆様へは、情報開示のための社内体制を整備し、財務報告をはじめ各種情報の迅速かつ正確な情報開示を念頭に、経営の透明性を高めるよう努めております。
- 2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- イ. 取締役は、その職務の執行に係る文書(株主総会議事録または取締役会議事録等)その他の重要な文書(電磁的記録を含む)を、社内規程に基づき、それぞれの担当職務に従い適切に保存しかつ管理しております。
- 口. 取締役及び監査役は、常時これらの文書等を閲覧できる体制となっております。
- 3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- イ. 当社は、リスク管理を体系的に定めるリスクマネジメント規程を整備しております。不足の事態が発生した場合または発生するおそれがある場合の迅速な対応、損害の防止または拡大の防止・改善策などのリスク管理体制を構築しております。
- ロ. 当社は、社長に直属する部署として、内部監査を実施する内部監査室を設置しております。定期的に業務監査実施項目及び実施方法を検討し、監査実施項目が適切であるかどうかを確認し、必要があれば、監査方法の改訂を実施しております。
- ハ. 内部監査室は、監査時に法令・定款違反その他の事由に基づき損失の危険のある業務執行行為が発見された場合には、発見されたその内容及びそれがもたらす損失の程度等について直ちに取締役及び社長に報告される体制を構築しております。
- 4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- イ. 取締役は、変化の激しい経営環境に対し機敏な対応を図るため、定例の取締役会を原則月1回開催するほか、必要に応じて適宜開催し、重要事項の決定及び各取締役の業務執行状況の監督等を行っております。
- 口. 当社は、取締役に事前に資料を配布して、取締役会に先立ち十分な準備が出来るよう努めております。
- 5. 使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- イ. 当社は、平成23年3月、職員に法令・定款の遵守を徹底するため、倫理綱領・倫理行動規範を改定しております。
- ロ. 当社は、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員長は、コンプライアンス推進体制の実施状況を管理・監督し、職員に対し、コンプライアンスのさらなる周知徹底を図っております。
- ハ. 当社は、当社及び当社グループ会社役職員による企業コンプライアンス(一般法令や当社の行動規範)に反する行為を早期に発見し是正するため、平成22年8月に通報者を外部者(当社及び当社グループ会社のお取引先等)に拡大した外部通報制度を再構築いたしました。
- 6. 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- イ. 当社は、当社グループ会社の業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に従い管理し、業務執行の状況について、経営企画本部、経理本部、営業企画推進本部及び管理本部の各担当部署が当社規程に基づいて管理しております。また、内部監査室が監査を実施しております。
- ロ. 経営企画本部、経理本部、営業企画推進本部、管理本部、内部監査室の各担当部署は、子会社及び関係会社に損失の危険が発生し、各担当部署がこれを把握した場合には、直ちに発見された損失の危険の内容、損失の程度及び当社に及ぼす影響等について、当社の取締役会及び社長に報告する体制を構築し、これを推進しております。
- ハ. 平成27年3月末日現在においては、当社に親会社はございません。
- 7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項 監査役会がその職務を補助する従業員を置くことを求めた場合には、当該職員を配置するものとし、配置にあたっての具体的な内容(組織、人数、その他)については、監査役と相談し、その意見を十分考慮して検討いたします。
- 8. 監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- イ. 監査役の職務を補助すべき職員の任命・異動については、監査役会の同意を必要といたします。
- ロ. 監査役の職務を補助すべき職員は、当社の業務執行にかかわる役職を兼務せず監査役の指揮命令下で職務を遂行しその評価については 監査役の意見を尊重するものといたします。
- 9. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- イ. 役職員は、監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を行うことといたします。
- ロ. 前項の報告・情報提供としての主なものは、次のとおりといたします。
- a. 当社の内部統制の構築に関わる部門の活動状況

- b. 当社の子会社及び関係会社の監査役及び内部監査部門の活動状況
- c. 当社の重要な会計方針、会計基準及びその変更
- d. 業績及び業績見込みの発表内容、重要開示書類の内容
- e. 通報制度の運用及び通報の内容
- f. 監査役から要求された契約書類、社内稟議書類の内容
- 10. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- イ. 監査役は、当社の監査体制と内部統制の体制との調整を図り、もって、当社の監査体制の実効性を高めるため、取締役会の他、グループ各社の重要会議に出席し、定期的に意見の交換を行っております。
- ロ. 監査役は、内部監査室と定期的に会合し、業務の実施状況、リスク改善状況の確認、新たなリスクの可能性並びにその対策等について相互 に情報を開示し、検討しております。
- ハ. 監査役は、会計監査人及び内部監査室と内部統制の監査状況、リスク評価の状況及び監査重点項目について、意見交換を実施して緊密な 連携を図っております。
- 二. 役職員は、監査の実効性確保に係る各監査役の意見を充分に尊重しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

※反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況を記載してください。

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社グループでは、倫理行動規範において、反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断する旨を定め、当社グループのホームページにおいてステークホルダーに向け表明しております。また、当社の代表取締役社長である森豊隆は、反社会的勢力との関係を一切遮断するという信念に基づき、グループ全体においてその考えを共有し、当社グループ全社と反社会的勢力との取引の有無を確認することで、それらとの取引を排除

し、倫理行動規範が遵守されていることを徹底しております。よって、当社グループでは、市民社会の秩序や安全、企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況

当社グループ各社の全取引先について反社会的勢力に該当するか否かを確認するよう努めておりま

す。調査対象は、資金受取が生じた取引先、資金支払が生じた取引先、提携契約が生じた取引先とし、風評の確認および商業登記簿の確認等に基づき反社会的勢力に該当するか否かを判定しております。なお、新規取引先および非公開企業につきましては、取

引開始前に調査会社を利用するなど、反社会的勢力に該当するか否かを確認しております。また、当社グループ各社と取引先との契約締結時においては、法務担当部署において、可能な限り暴力団排除条項を盛り込むよう当社グループ各社に指導をしております。なお、万一に備え対応部

署を管理本部とし、顧問弁護士並びに警察などの外部機関との連携に努め、公益社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に参加すること

で企業防衛に努めております。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

■該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

今後より一層、発信する情報の信頼性の維持と向上を目的に、取締役会の効率的かつ効果的な運営を促進し、その信頼性確保のための管理、 監査機能の両面から、コンプライアンスとコーポレートガバナンスの強化に努めてまいります。